

入札監理小委員会 第370回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 3 7 0 回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成27年 6 月 23 日（火） 17:22～18:59

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 事業評価（案）の審議

- （独）水産大学校の施設の管理・運營業務（（独）水産大学校）
- 経済産業研修所の管理・運營業務（経済産業省）
- 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業における研究成果の普及状況及び状況把握・分析調査等に係る業務委託事業（農林水産省）
- 漂着ごみ対策総合検討事業（環境省）

2. 契約変更（案）について

- （独）国際協力機構東京国際センター施設管理・運營業務（（独）国際協力機構）

3. その他

〈出席者〉

（委 員）

稲生主査、清水専門委員、小松専門委員

（（独）水産大学校）

総務部経理課 萬課長、升本施設管理役

総務部経理課契約係 山田係長

総務部経理課庶務係 蘭香係長

（経済産業省）

経済産業研修所管理課 加部課長

経済産業研修所管理課施設係 本山係長

(農林水産省)

農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室 田中室長、
農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携振興班 伊藤課長補佐
農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携振興第二係 加藤係長

(環境省)

水・大気環境局水環境課海洋環境室 森田室長補佐
水・大気環境局水環境課海洋環境室海洋漂着物対策係 三枝係長

((独) 国際協力機構)

東京国際センター総務課 岩谷次長、小島企画役、外崎主任調査役

(事務局)

新田参事官、金子参事官

○稲生主査 ただいまから第 370 回入札監理小委員会を開催します。

本日は、

①「独立行政法人水産大学校の施設の管理・運營業務」

②「経済産業研修所の管理・運營業務」

③「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業における研究成果の普及状況把握・分析調査等に係る業務委託事業」

④「漂着ごみ対策総合検討事業」

の実施状況及び事業の評価（案）、

⑤「独立行政法人国際協力機構東京国際センター施設管理・運營業務」

の契約変更（案）についての審議を行います。

最初に、「独立行政法人水産大学校の施設の管理・運營業務」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について独立行政法人水産大学校総務部経理課萬課長より御説明をちょうだいしたいと存じます。説明は 10 分でお願いいたします。よろしくお願いします。

○萬課長 それでは、御説明させていただきます。

私どもの事業内容としては、水産大学校の管理・運営に係る業務のうち、校舎等の警備保安業務、清掃業務、施設管理業務及びこれら業務の統括責任者業務を行うというものでございます。

委託期間としては、24 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日までの 4 年間でございます。

委託事業者は、株式会社シミズ・ビルライフケアとなっております。

「受託民間事業者決定の経緯」については、実施要項に基づき総合評価方式による民間競争入札を実施し、受託者を決定いたしました。入札参加者としては、企画書提出は 2 者でしたけれども、入札説明会の参加は 5 者ございました。

次に、Ⅱの「確保すべき質の達成状況及び評価」についてでございます。

包括的な質としては、快適な施設利用を可能にするとともに、当該施設における執務の円滑な実施を可能にすることとし、快適性の確保、品質の保持、安全性の確保、環境への配慮を行うものであります。いずれも測定指標をクリアしております。

（１）の「快適性の確保」については、利用者に対してアンケートを実施しております、ここに記載されております 3 か年の各年度とも、目標の 70%以上の満足度が得られているところです。

「品質の保持」については、各年度とも本業務の不備に起因する執行の中断はなく、また、安全性の確保についても、本業務の不備に起因する事故の発生もありませんでした。

「環境への配慮」については、温室効果ガスの削減に努めており、このこともありまして、当校においては平成 16 年度比マイナス 8 %以上を達成しております。

次に、「各業務において確保すべき水準」であります。

この水準は、仕様書に定める内容としており、実施状況については、いずれも業務日誌、各年度の報告書等により、确实かつ適切に実施されたことを確認しております。

3. の「事業者からの改善提案による改善実施事項」については、受託事業者の創意工夫の例として記載しておりますような提案がなされており、さまざまな面で業務の質の向上は図られ、この点においても評価することができると考えております。

続きまして、「実施経費の状況及び評価」です。

公共サービスの実施に要した経費としては、平成 24 年から 26 年度の 3 年間で 63,600,000 円、1 年当たりいたしますと 21,200,000 円となっております。

民間競争導入前の平成 22 年度の経費が 23,174,000 円でしたので、差引 1,974,000 円の経費削減効果があったと認められ、効率的な業務実施がなされたと評価しております。

なお、23 年度においては、清掃業務が不十分な体制による実施となったことから適切な比較ができませんでしたので、平成 22 年度との比較とさせていただいているところです。

全体的な評価としては、業務の実施に当たり、包括的な質、各業務の質ともに確保すべき水準に達しており、適切に業務が実施されているとともに、水産大学校と連携して日々の業務に対応しております。本業務を実施したことによる効果は、実施経費の削減だけではなく、従来、個別で実施した複数の業務を包括化し、これらの業務を統括する統括責任者業務を加え契約したことにより、各業務間での連携、災害時・緊急時の体制が整備されたこと、また、当校との連携が強化され、円滑な業務実施につながったことは大きなメリットであったと考えているところです。

以上のことから、本業務については良好な実施結果が得られ、公共サービス法の趣旨に鑑み、良質かつ低廉な公共サービスが実施されたものと評価できるものとなっております。

最後になりますけれども、「今後の事業」についてであります。

本事業については、記載しておりますとおり、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に定める市場化テストを終了する基準に合致しており、良好な実施経過が得られていることから、今後の事業に当たっては、市場化テストを終了し、水産大学校の責任において行うことを御了承いただきたいと考えております。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきました公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえた上で、引き続き、公共サービス法の趣旨に基づき、当校自ら公共サービスの質の向上、コスト削減を図る努力をしまいたいと考えているところであります。

これをもちまして、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、続きまして、同事業の評価（案）について内閣府より説明をお願いします。

説明は簡単に5分程度でお願いします。

○事務局 それでは、事務局から「水産大学校施設の管理・運営業務」の評価（案）について御説明を申し上げます。

資料Aに基づきまして、御説明をさせていただきたいと思います。

先ほど御説明等ございましたので、事業内容等については、恐れ入りますが、省略させていただきまして、4ページ目の「評価のまとめ」から御説明をさせていただきたいと思います。

確保すべき公共サービスの質は全て達成されていることや、受託事業者による創意工夫が発揮されていること、さらに、実施経費についても経費が節減されていることを確認しております。

次に、「今後の方針」については、法令違反等はなかった点、職員や外部有識者による事業実施状況のチェックを受けることとしている点、入札についても2者の応札があり、競争性が確保されている点、確保されるべき公共サービスの質については全ての目標を達成していた点、経費の削減率についても、従来経費から約8.5%節減されているという点を確認しております。

以上のことから、本事業については、今期をもって市場化テストを終了することが適当と考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問・御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

○小松専門委員 資料1の4ページの「実施経費の状況及び評価」で、2.の最後のところに（参考）があって、建設中の建物が完成して清掃箇所が増えて増額したというようなことが書かれていますが、これはどういう意味ですか。この分は除いたということなのか、これも含んでいることなのか、どちらなのでしょう。

○山田係長 実施経費としては、この部分は除いて考えております。

○小松専門委員 ということは、これは除いているということを明記していただいたほうがいい。この書き方だとどちらだとわからないので。

○山田係長 はい。

○稲生主査 よろしいでしょうか。除いて比較しているということですね。

清水委員いかがでしょうか。

○清水専門委員 ちょっと確認だけしたいのは、当初の説明会の参加者が5者で、入札したのが2者で、残りの3者はいかなる理由みたいなものはあったのですか。

○萬課長 各会社の事情を確認しているわけではありませんので、何で参加されなかったのかは把握しているところではないのですけれども、恐らく、説明会のときに5者参りま

して、そのメンバーを見て、入札に参加するかどうかというのを各社で考えられたのではないかと。その結果、入札に来ていただいたのは2者になったのではないかと。具体的に何で来られなかったのかということを知っているわけではございませんので、あくまでもそうではないかという想像です。

○清水専門委員 結論とは関係なく、さらに増えると、競争性はさらに上がるのかとお聞きしているのですけれども、わかりました。

○稲生主査 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、こちらとしては、パフォーマンスというか、サービスの質も向上していますし、経費の削減も見られているし、それから、2者ではありますけれども、きちんと競争が行われているということです。今後、ぜひ競争が働くように御尽力いただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、時間となりましたので、「独立行政法人水産大学校の施設の・管理・運営業務」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、事務局から監理委員会に御報告いただきますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（（独）水産大学校退室・経済産業省入室）

○稲生主査 続きまして、「経済産業研修所の管理・運営業務」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について経済産業省経済産業研修所管理課加部課長より御説明をお願いしたいと存じます。

説明は10分程度でお願いいたします。

○加部課長 経済産業研修所の加部と申します。よろしくお願いいたします。

それでは早速、実施状況について御説明をさせていただきます。

1 ページ目の「事業の概要」から、「委託業務の内容」として、研修所施設の管理・運営に係る業務のうち、点検等及び保守業務、清掃、執務環境測定、施設警備及び受付、これら業務を委託しております。

「業務の委託期間」としては、平成25年4月1日から平成28年3月31日の3か年、「受託事業者」は、アズビル株式会社を代表者とする構成員、株式会社アール・エス・シー、株式会社ビケンテクノ、これらの共同事業体となっております。

それから、4. 「受託事業者決定の経緯」として、民間競争入札実施要項に基づきまして、総合評価落札方式により入札を行いました。4者より企画書の提出がございまして、

複数の外部有識者を含む内部の評価委員会による審査の結果、いずれも評価基準を満たすと判断され、4者による入札を実施し、入札・開札の結果、4者とも入札価格が予定価格の範囲内でありまして、総合評価の点の最も高い上記の事業体を落札者といたしました。

前回実施時期は22年から24年の3か年ですけれども、同じ事業体が落札という結果になっております。

次に2ページ目に移ります。

「達成すべき質の達成状況及び評価」で、「快適性の確保」は、研修員及び研修所職員を対象にしたアンケートを春・夏・秋・冬の年4回実施しまして、設問それぞれについて満足度。これは「満足」、「ほぼ満足」、「ほぼ不満足」、「不満足」という4段階に「わからない」を加えて、5つの評価点からの集計になります。そのうちの「満足」及び「ほぼ満足」に該当するものが80%以上であること、及びアンケートの回収率は95%以上に設定しております。

アンケートの設問については、①として「宿泊室の清潔度について」、②「全館共用部分（廊下、教室、洗面所等）の清潔度について」、③「日中における受付の対応について」、④「夜間における受付・警備の対応について」、⑤「施設（照明、風呂、敷地外周の植栽等）の管理状況について」という内容になっております。

結果としては、平成25年度、26年度大体同じような数字になっております。対象人数も500人超、回収も99.2%、98.4%で、ほぼ回収されております。

25・26年度同じということで、26年度を見ていただきますと、①が95%、②が98%、③92%、④89%、⑤95%となっておりまして、③④辺りが多少低い感じはするのですが、これらは受付・警備の対応ということで、我々の研修実施については、基本的に合宿形式としておりますけれども、事情によって通所の方もおられて、受付や夜間の警備を通さないなど、評価しようがないということで、「わからない」と回答された方がおりますので、そういった方々の回答を除いた数字でいきますと、①から見ますと、98%、②99%、③99%、④99%、⑤95%と、それぞれ良好な結果となっております。

次に「品質の維持」ですが、管理・運營業務の不備に起因する空調の停止、停電、断水の発生回数、こちらは特にございませぬ。

それから、「安全性の確保」は、管理・運營業務の不備に起因する当該施設内での人身事故及び物損事故の発生回数もございませぬ。

「その他」として、管理・運營業務の不備に起因する当施設における研修の中断回数もございませぬ。

ということで、いずれの項目も評価は「適」としております。

続きまして3ページ目、Ⅲ．「確保すべき水準の達成状況及び評価」。こちらの中身については、仕様書記載の各項目の実施状況ということになりますけれども、毎月、事業者との間で業務報告会を開催しておりまして、業務報告書の中で、それぞれの各項目についての実施予定・実施状況・結果等が報告されており、その内容から見て、いずれも確実か

つ適切に実施されたと認められます。

次にⅣ．「実施経費の状況及び評価」で、実施経費の状況ですけれども、私どもの施設は、平成20年度、21年度に、耐震改修補強工事の関係で別館の利用を停止した関係から、その前の19年度の実施経費を市場化テスト実施前の経費として比較しております。税抜きで記載しておりますけれども、平成25年度・26年度の平均額が68,666,668円です。それに対して、実施前の平成19年度が95,533,596円で、資料の計算式表記上マイナスになっていませんけれども、26,866,928円が削減、比率にすると28.1%の減となります。その下にく参考＞で、各年度の推移を掲載しており、19年度の下に、22～24年度（第Ⅰ期）を記載していますが、22年度で6,493,596円削減されております。その後、東日本大震災や総務省の勧告等も踏まえて、実施経費の削減を行いまして、その削減した内容を今回第Ⅱ期事業に引き継いでいますけれども、その結果、26,866,928円の削減に至ったということでございます。

続きまして、次のページの、Ⅴ．「民間事業者からの改善提案による改善実施事項等」です。

まず「改善状況等」ですが、①の「庁舎施設内工作物に発生した不具合の総合的な解決」ですが、市場化テストの実施によりまして、常駐する管理人（統括責任者）が庁舎施設内工作物の全体像を理解して多角的に検証する体制が構築されました。不具合発生時においては、迅速な対処修繕や原因調査がなされ、経過観測が必要な場合には警備要員等と連携しながら日々のきめ細やかな観測・対応等がなされるようになったほか、不具合・事故等を未然に防ぐ観測も備えた包括的な対策が提案されるようになりました。

第Ⅱ期事業、現在の事業ですけれども、第Ⅰ期からの継続ということで、その中で把握した庁舎施設の実情を踏まえて、予防保全の観点から、設備機器の改修計画を提案・実施、それから、定期点検・保守の結果に応じて、必要な対処修繕や根本的な改善のための提案も行うなど、庁舎施設全体を効率的かつ効果的に稼働させることができました。

次に、②「節電・省エネルギー・省CO2対策の実施」では、これまでの使用データ等を蓄積しておりまして、こういう過去のデータを活用し、また、現場の状況の把握をもとに、建物の特性を考慮した空調設備、照明設備の高効率運転を行うことができました。それから、不快度指数を指標として取り入れ、温度・湿度・風の流れを計測しつつ空調温度を設定することで過剰な温度設定の変更を抑制するとともに、施設の使用状況や天候に応じて弾力的な設備稼働を行い、エネルギーコストの削減と快適空間の両立に配慮するなど、省エネルギー・省CO2に資する管理運営を提案、実施したということでございます。

下に（参考）として、電力使用量の推移を記載させていただいています。これも平成19年度と比較した形になりますけれども、26年度は48.1%と大幅な減少になっております。別館を改修したことによる施設稼働にかかるエネルギー量の減少とか、東日本大震災によって組織改編がありましたので、その関係で研修員が減ったというような事情もございまして、それを除いても、こういった事業者の省エネの取組によってこのような数字

が上がっているのだと理解しております。

次のページに移ります。

③「災害等緊急時の対応体制強化」ですが、これは夜間・休日の災害発生を想定した場合にもともとマニュアル的なものはあったのですけれども、実際の夜間・休日の警備要員等、そういった具体的な体制に即した形で訓練を実施して、マニュアルを見直しました。それから、研修所職員による防災訓練を実施していますけれども、それに参画して、施設内の設備の配置状況や操作説明を行うというような形で、事業従業者だけでなく、研修所職員の防災及び災害対応への意識向上に貢献しています。

④「受付・警備業務の品質改善」では、日々生じた対応についてマニュアル化等によって共有化を図って、研修所職員との意思疎通を通じて、業務の効率化等の提案を行いました。。

⑤「清掃業務」としては、仕様書に定められた毎日及び定期清掃はもちろんのことですけれども、施設の利用状況に応じて、対応内容や頻度・時間の調整を積極的に提案していただいて、速やかに実施することにより、利用者が快適に生活し、研修に集中できる環境を維持することができました。

それから、仕様書に掲げてない箇所は、本来やる必要はないのかもしれませんが、そういったところも日々の清掃の必要性を提案し実施するといったこともございました。

それから、研修員が物をなくしたとか、ここが壊れているといった不具合箇所を日々の清掃を通じて発見した場合などに、共同企業体内で連携して、早期発見・早期対応につながっているということでございます。

次に、⑥「植栽管理・害虫対策」は、植栽樹木それぞれに応じた最適な作業方法・実施時期を検討し、特性や景観等に配慮するばかりではなく、安全面、近隣住民との関係にも配慮した管理が行われております。

それから、気候・天候に配慮しかつ効率的な除草作業を行ったばかりではなく、（研修所の敷地内は）害虫等が結構出てくるのですけれども、その害虫の発生時期等を事前に予測して、効率的な防虫対策の提案・実施が行われております。

次にⅥ「経済産業研修所における評価委員（外部有識者）による評価・意見について」でございます。3つほどございます。

1つ目は、総括責任者が研修所担当者と密な連携を図り、不測の事態が発生した場合は、速やかに報告・対処がされた点を評価するとともに、その密な連絡体制により不具合を未然に防ぐことができたことも評価できる。

2つ目が、機器の運転管理を行うに当たり、電力使用量の削減に向けた努力を引き続き行ったことに加え、当研修所の特性を踏まえ執務環境の向上という観点も見据え行ったことは大変評価できる。

3つ目が、管理者（研修所職員、現場の受託事業者）及び利用者の評価に甘んずることなく、受託事業者において独自のインスペクションを用い当事者が気づきづらい問題点を

洗い出していることは評価できる。このインスペクションの結果について、研修所側にもフィードバックして、相互協力のもとでさらにより管理・運営業務が行われることを期待する。

といったコメントでございました。

次に、Ⅶ「全体的な評価」でございます。

確保すべき業務の質については、全ての業務が確実かつ適切に実施されていることに加え、市場化テストによって事業を実施したことにより、施設等管理業務を専門とする者が統括責任者として常駐することで、各業務実施者間の指示、連絡等の統制が図られる中、施設内工作物の稼働状況を毎日把握し、巡回点検し、不具合等あれば即座に把握・修繕できるなど機動的かつ効率的な対応が図れるようになりました。

また、当該施設における構造・特性等を理解し、節電や省エネルギーに配慮した対策を継続する一方で、快適な施設利用の観点による新たな設備稼働を提案、実施するなどして、効率だけでなく、効果的なエネルギー利用を図り、より充実した施設の維持・管理業務が実施できるようになりました。

なお書きは、ちょっと蛇足ですが、26年中に、Ⅰ期から継続して常駐勤務していただいた統括責任者の方が交代することがあったのですが、大体3か月ぐらいのOJT、ダブル配置という形をとって、引継ぎを行って、業務に支障を来すことなく引継ぎが行われて、現在も良好な状況で継続されております。こういった民間事業者の創意工夫も発揮されています。

さらに、経費についても市場化テスト実施前と比較して大幅な削減が図られているという評価でございます。

最後のⅧ「今後の事業」ですが、民間競争入札実施事業としての事業実施は今回2回目となりますけれども、前回同様に良好な実施状況にあると認められるということで、下記のとおり、

項目①として、事業実施期間中に、民間事業者が業務改善指示を受けること及び業務に係る法令違反行為等を行った実績はない。

項目②として、経済産業研修所には、外部の有識者で構成された「評価委員会」が設置されており、実施状況についてチェックを受ける仕組みを備えている。

項目③として、第Ⅰ期は5者入札、今期も4者応札となっている。

項目④として、達成すべき質として設定された項目及び民間事業者から提案のあった項目に対する履行状況について、良好なサービスの質が達成されたと認められる。

項目⑤として、経費削減という点において、従来経費（平成19年度）より26,867,000円（28.1%）と大幅な削減が図られている。

項目⑥として、次期事業の実施要項について、従来の実施要項の内容を継承する見込みである。

このようなことから、研修所における施設管理・運営業務については、本事業の評価を

踏まえ、次期事業の実施においては「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス適用に関する指針」に基づき、新プロセスに移行した上で、事業を実施することとしたい、ということでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いします。説明は簡単に結構です。

○事務局 「経済産業研修所の管理・運營業務の評価（案）」について、資料Bに基づきまして御説明を申し上げます。

こちらの事業ですが、対象公共サービスの実施内容に関する評価として設定されている確保すべきサービスの質については全て達成されており、業務報告書の内容とか要求水準を確保しており、業務が確実かつ適切に実施されたと評価できるといたしております。

「民間事業者からの改善提案による実施事項」についても、先ほど御説明がありましたとおり、民間事業者の創意工夫が発揮されております。

経費については、先ほども御説明ありましたが、従来経費に比べまして、26,867,000円（28.1%）が削減されているということですが、本業務については、民間競争入札の1回目の3年間に総務省による行政評価・監視の勧告を踏まえ、契約変更をされておりますけれども、現在の仕様と同じ内容である1回目の実施経費72,274,000円に比べまして、今回の実施経費の差額も4,107,000円（5.6%）削減されていることもございまして、経費節減に効果があったものと評価できるといたしております。

「評価のまとめ」ですが、サービスの質の目標はいずれも達成され、評価できるということで、民間事業者の改善提案についても掲げられておりますが、中でも、空調設備や照明設備の高効率運転を行ったことで、平成26年度電力使用量が、市場化テスト導入前の平成19年度比で48.1%と大幅に削減されていることは特筆に値するということにしております。

さらに、実施経費についても、経費が削減されており、効率的に事業が実施されたものと評価できるといたしております。

「今後の方針」については、今期が2回目であり、事業全体を通じての実施状況は先ほど御説明がありまして、本事業については、指針に基づき新プロセスに移行した上で事業を実施することが適当と考えられるといたしたところでございます。

説明は以上です。

○稲生主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問・御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

御説明いただいたとおりだと思いますけれども、業務の質に関しても、また、価格につ

いても、問題ないということでもございますし、また、競争も4者の競争ということでございますので、そういう意味では市場化テストの意味があるのだろうと考えてございます。

何かよろしいでしょうか。

○小松専門委員 どうして終了にされないのかというところがちょっと疑問なのです。

○加部課長 私ども経産省の組織の1つとして、本省、特許庁も庁舎管理について同様に実施している中で、省内の横並びといいますか、そういうところも考慮しています。また、法の管轄下を外れることに関して、例えばみなし公務員といったことを事業者によっては意識して業務に取り組んでいるというようなところもあるので、そういったところをもうちょっと見極めたいという気持ちもございまして、もう1期新プロセスの中でやらせていただいて、その後、終了プロセスというふうに行きたいという気持ちでございます。

○稲生主査 よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、「経済産業研修所の管理・運営業務」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、事務局から監理委員会に御報告いただきますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（経済産業省退室・農林水産省入室）

○稲生主査 続きまして、「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業における研究成果の普及状況把握・分析調査等に係る業務委託事業」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室田中室長より御説明をお願いしたいと存じます。説明は10分程度でお願いいたします。

○田中室長 農林水産省産学連携室長をやっております田中でございます。本日はよろしくをお願いいたします。

お手元に配付してございます資料3をごらんになっていただきたいと思います。

この事業は、実用技術開発事業及び農食研究推進事業の研究成果の普及把握状況・分析調査等でございます。

冒頭、この事業全体を御説明したいと思いますので、参考資料1を、後ろから2枚目の紙ですけれども、ごらんになっていただきたいと思います。

参考資料1ですが、平成27年度予算概要でございまして、農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業で52億円の予算がございまして、これは「競争的資金」と呼ばれているものでございまして、今回の事業については、この＜主な内容＞の2.の「研究課題の進行管理や研究成果の普及等に関する調査分析」の市場化テストでございまして、

そして、次のページをごらんになっていただきたいと思います。

事業全体ですけれども、これは「競争的資金」と言いまして、研究開発予算でございます。研究開発予算について、基礎段階、応用段階、実用段階という3つのステージがございます。それぞれ基礎研究ですと大学の先生が多ございますし、応用研究だと大学の先生、民間も入ってまいります。実用研究になりますと、民間もしくはいわゆる都道府県の農林水産業の試験場の方が応募されてくることが多いと思います。そういった構成になっております。

そして、次のページをごらんになっていただきたいと思います。参考資料2でございます。

今回の市場化テストを受けます把握・分析調査等に係る業務委託事業の概要でございます。右側をごらんになっていただきたいと思います。農林水産技術会議事務局から委託先に委託契約を結びまして、その機関が、これは専門P0と書いてありますけれども、専門P0は研究課題の進行管理を行うものでございます。これは主に大学の先生等に委託をしてございまして。そこの方から、コンソーシアムを構成している研究グループの研究総括者にいろいろお問い合わせをしながら、研究課題の進行管理をしております。

また、その後のフォローアップ調査が実はございまして、その委託先から、研究成果の普及状況の把握とか、研究課題の審査の評価、そういったようなことをこの委託先がやっております。

委託事業の中身は左側です。1つは研究成果の普及状況の把握・分析調査を行うフォローアップ調査を1次と2次とやっております。1次については、研究評価終了後、全課題を対象として2年後・5年後に研究総括者に対して書面（アンケート）調査を実施しております。ヒアリングの2次調査については、よくできた課題10課題、悪かった課題10課題について、どうしてこれは成果が普及したのか、また、どうして普及しなかったのかというところについてヒアリング調査を実施しているところでございます。

また、2番目に、新規採択に当たっての研究課題の審査・評価調査がございまして。この中では、研究課題の公募説明会の開催、それと、中間評価・事後評価に係る業務。あと、審査委員への謝金の支払とか、調査結果の取りまとめ等を行うこととしております。研究成果としては、パンフレットを作成しております。研究課題実績報告書・継続研究課題計画書の取りまとめ、外部評価委員候補者一覧表の作成等を行います。

3番目に、研究課題の進行管理で、専門P0を配置して、研究課題の進行管理がちゃんとうまくいっているのかということについて管理をしております。

そのほか、研究課題のデータベースをつくりまして、一元的に管理をして、先生がどういう課題をしているかというのを把握するためのデータベースを管理しているというところがございます。これが事業全体の概要の話でございます。

では、中身について御説明したいと思います。資料3の1ページ目でございます。

I、IIとございまして、今回は業務委託期間を2年間としておりまして、平成26年4月1日から28年3月28日としております。

受託事業者については、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会でございます。
落札金額は、288,944,543円でございます。

受託事業者決定の経緯は、実施要項に基づきまして、平成26年1月に入札公告を行いまして、翌週27日に入札説明会を実施して、落札業者を含む3者の参加を得ているところでございます。また、その後、2月19日までに1者からの入札企画書の提出がございまして、2月24日に開催しました評価委員会で技術評価を実施して、実施要項に定めております項目を全て満たしていることも確認されております。また、翌27日に開札を行った結果、入札価格は予定価格を下回っていたために、受託事業者を落札者といたしました。

しかしながら、1者応募となったということでございまして、農水省の内規に基づきまして、入札説明会に参加した者及び本業務の受託が可能と思われる者に対してアンケート調査を実施しまして、本契約に改善すべきところとしての「公示時期の早期化」とか、「企画書等の作成期間の十分な確保」、「業務着手準備期間の十分な確保」が必要であるとの意見が寄せられております。これは別添1に掲げさせていただいております。

事業の内容、実施状況については、先ほど冒頭御説明したとおりでございまして、事業内容、事業実施状況、2ページです。3ページ目の新規採択のための研究課題の審査・評価は、ごらんのとおりでございます。

次の4ページ目をごらんになっていただきたいと思います。いろいろな公募説明会とか、ステージ移行評価とか、こういったいろいろな業務がございました。

そして、5ページ目でございます。研究課題の進行管理調査がございまして、事業内容として、進行管理について専門P0なりを置いております。専門P0だけではなくて、その中に研究調整役といったような方も置いて体制の強化も図るようなこともしております。

次の6ページ目をごらんになっていただきたいと思います。専門P0の主な業務を掲げてございます。

そして、「達成すべき対象公共サービスの質の確保の状況及び評価」でございまして、本事業の研究成果の普及状況把握・分析調査については、1.「確保すべき水準として設定した項目」でございまして。この報告書については、提出後、農水省が速やかに研修を行うこととしますが、大幅な修正指示、再提出の指示の必要ないものが提出されることとされております。評価については、提出された報告書について検収したところ、大幅な指示修正、再提出の必要がないものとなっております。また、調査項目については、受託者自らが企画し、技術会議事務局の同意を得た上で調査を実施しております。

以上のことから、本業務について確保すべき水準に対して、確実かつ適切に業務が実施されておると評価しています。

また、「新規採択のための研究課題の審査・評価調査等」ですが、「確保されるべき公共サービスの質」については、実施計画に沿って確実に業務が実施されること。また、業務評価委員に対して実施するアンケートについては、応募書類、審査書類の取りまとめが適切だったか、審査評価について、外部評価が十分なコミュニケーションを図れたか、並

びに円滑な議事進行ができた等の項目について、「満足」または「おおむね満足」の回答が80%以上であるということでございます。評価については、実施計画に沿って業務が実施され、特に以下の業務では積極的な業務改善の進言・実行がなされ、公共サービスの質の向上につながったとされております。1点目については、研究成果発表会に関する業務について、年2回の実施となり、総発表課題数が増加したが、柔軟な対応により実施上の支障はなかったという点。また、平成26年度の間中評価及び事後評価に係る業務については、評価委員が被評価者に質疑する際は直接連絡を行うとしていたけれども、受託者の提案によりまして、受託者を經由して連絡することに改めた。これにより、評価委員の被評価者に秘匿したまま質疑をすることが可能となり、公平性の改善が図られたといったようなところでございます。

そして、アンケート調査を実施しましたら、別添2にございますように、おおむね満足以上の回答が80%以上の設定に対して、94.8%でございました。ということで、本事業について適切な業務が実施されたものと、誠実な対応がなされていると評価しました。

3番目の「研究課題の進行管理調査等」でございます。

確保されるべき公共サービスの質としては、総括P0に対して実施するアンケートにおいて、専門P0と総括P0の調整ができたかという点について、「満足」または「おおむね満足」の回答が80%であるということでございました。これについては、専門P0が進行管理を間断なく実施することができたかということでございまして、評価については、26年度の総括P0 6人に対してアンケート調査を実施、いずれの項目についても「満足」「おおむね満足」の回答は80%以上であった。ここの部分については、別添3ですけれども、100%でございました。

また、他の事業からの移管課題について、研究リーダーを経験した者を専門P0に充てるなど事業制度変更に伴う混乱を避け、スムーズな移行を可能にするなどの創意工夫が見られたというようなことから、本業務について、適切に業務が実施されるとともに、誠実な対応がなされていると評価いたしました。

次の9ページ目は、「実施経費に関する状況及び評価」でございます。

「対象公共サービスの実施に要した経費」は、対前年度に比べて、120万円ほどの減となっております。経費の内訳は以下のとおりとなっております。

次のページをごらんになっていただきたいと思います。対象課題数は、26年度については、若干ですが、1次・2次の分析調査数が減ってございます。新規採択のための研究課題の審査・評価調査等については、青色部分が26年度の業務対象課題でございます。

また、3番目の研究課題の進行管理調査等については、緊急課題が25年度・26年度が0、2となつてございますが、済みません。ここは間違っておりまして、平成25年度の研究課題数が0ではなく2でございます。26年度については、2が4でございます。大変失礼いたしました。

次の11ページをごらんになっていただきたいと思います。

Vの「農水省で設置した評価委員会での評価・意見」について、御報告申し上げます。

事業全体の実施については、事業実施方針、事業実施主体の実績・能力、事業実施主体の適格性についておおむね良好との評価が得られてございます。

個別の課題で見た場合については、実用技術開発事業の研究成果の普及状況把握・分析調査については、より客観的な視野に立った評価値があるとなおよいとの意見をいただきました。

また、2番目、「新規採択のための研究課題の審査・評価調査等」については、実績や能力は適切であるとの評価が得られた一方で、アンケートにおいて、少数から見直しが必要との評価があったことについて真摯に取り組み、改善を目指すべきとの意見がございました。また、「研究課題の進行管理調査等」については、適切な専門P0を備えられるだけの能力があり、業務の遂行能力が高いものと評価されております。

4番目の「その他必要な事項」については、データベースに蓄積された情報について、課題間での共有を実現するなど、普及の観点から現有データを活用される提案があるとよりよいとの意見がございました。

「評価のまとめ」ですが、26年度の業務は計画に基づき確実に実行されており、一部の業務では公共サービスの質の向上につながる対応もなされたというところでございます。

また、本事業は、通常の調査業務と比べまして、研究課題の評価・採択に関する業務、研究の進行管理の業務が含まれ、各業務が密接な関係を持っているということでございます。

また、このことに対して、受託者自身のノウハウ、技術を生かした効率的な業務運営を心がけるとともに、「イノベーション創出基礎的研究推進事業」、これは前事業を統合する前の事業ですけれども、そこからの研究課題を引き継いだことによりまして、基礎・応用分野の研究が増加し、より広範囲な専門的知識を有する者が必要となることになったが、専門P0の増員のみならず、主任調査役を雇用し専門P0間の業務調整のほか、事業全体を網羅出来る等の体制の強化を図り、業務遂行に当たり誠実な対応がされ良好なサービスの質が達成されたと認められるというところでございます。

「今後の事業」ですが、平成26年度は良好なサービスの質が達成され、入札説明会には落札業者を含む3者の参加を得たところですが、結果的に企業事情もあり、入札参加者は1者となったところでございます。

なお、入札の実施に当たっては公告の早期化や公告期間を十分にとる等応札者を増やすための取組や、入札説明会において専門P0の情報を開示するなど既に実施済みでございまして、これ以上の更なる改善は難しいといったところでございます。

よって、市場化テスト終了の手続きを行うこととしたいと考えております。

以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いします。説明は5

分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、内閣府の評価（案）でございます。資料Cをごらんください。

Iの「事業概要等」から公共サービスの質の確保、また、経費についてまでは、先ほど農水省から説明がありましたので、割愛させていただきます。

資料Cの5ページ、4の「評価のまとめ」をごらんください。

本事業において確保されるべき公共サービスの質については、全て達成したことは評価できるとしております。

さらに、経費についても、単年当たり123万円（0.9%）の経費が削減されており、効率的に事業が実施されたものと評価しております。

一方で、専門P0の情報開示など、新規参入事業者への参入を促進する取組を実施し、複数の事業者が入札説明会に参加したものの1者応札となり、事業者からヒアリングを行った結果では、「公告時期の早期化」、「企画書等の作成期間の十分な確保」及び「業務着手準備期間の十分な確保」が必要との意見が寄せられたところであります。

については、評価委員会や事業者の意見について検討し、業務の適正かつ確実な実施や複数応札に向けた取組を検討する必要があるものと考えております。

5の「今後の方針」ですが、農水省より終了プロセスへの移行が示されたところでございますが、事務局としては、上記4で指摘した内容について検討を加えた上で、引き続き、民間競争入札を実施するべきものと考えております。

説明は以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、御説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、御質問・御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

○小松専門委員 これは、市場化する以前に受託というか仕事をしていたのは、この農林水産・食品産業技術振興協会と考えてよろしいですか。

○田中室長 そのとおりでございます。

○小松専門委員 これを拝見すると、専門P0の選定とか、かなり専門の知識がないというか、その世界にコネクションといいますか、いろいろな情報がないとできない業務がこの中に入っているように思えるのですね。とすると、結局は、ここしかやれるところがないという業務設定になっているから、最終的には1者応札になったのではないかというふうに解釈できる部分があるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○田中室長 私どもとしますと、この報告もさせていただきましたけれども、入札説明会の際には、専門P0のリストを開示させていただきまして、一応3者の方々には十分それを見ていただけるような時間を配慮しまして、そういう参入障壁にならないような努力を、私どもとしては最大限させていただいたところでございまして。その部分については、そこはきちんとできたのではないかなと思っております。

○小松専門委員 業務の状況を見ると、そういう人たちを雇用するというふうに書いてい

ますね。結局、受託したところが雇用をする形になって、一応内部の人間みたいな形にして扱うということを書かれているのですけれども、そういうふうにしなればいけない理由はあるのですか。

○田中室長 雇用をしている部分は、今私どもの中では、この事業自身は、専門P0自身は外部の大学の先生でございまして、その部分については雇用とかそういうものではありません。

今回、「雇用」という言葉が出てまいりますのは、専門P0はいろいろな専門分野が決まっておりますので、その専門分野を超えた課題も実は見ることもありまして、非常に評価をするときにお悩みになったり、進行管理をするときにどうやったらいいかという部分で悩まれることがございます。ですから、そういったところで研究課題の進行管理に滞りが生じることがございますので、今回、体制の強化を図るという意味において、特に基礎から応用の移行の課題も他の事業から来ることもございましたので、ここに書かさせていただきましたけれども、「主任調査役」という方を今回初めて雇用したという形で、体制の強化を図ったという意味で雇用したというふうなものでございます。

○小松専門委員 ちょっとしつこいようですけれども、そういう仕事だと、私も一応専門の分野があるのですけれども、かなり専門性の高い方でないとできないですね。普通の人を引っ張ってきてやれということはまずできないですね。そうすると、やれる人は本当に決まっている人しかいないのですね。そういう人を一般の企業が雇用するという形態が、何かやはり不自然なような気がするのですね。そのことにおいても躊躇してしまうことがあるのではないかと思いますのですけれども、いかがでしょうか。

○田中室長 全くの新規であれば、そういうことはあり得るのではないかなと思います。だから、私どもとすると、このシステムとしてなじむのかなというのが、正直言いまして、疑問点がございます。

○小松専門委員 多分考えていることは同じで、こういうやり方でやる限りはここしかできないということだと思うのですね。だから、そのやり方を変えない限りは1者応札にしかならないし、結局、市場化することは意味がないという結論になるのですけれども、ただ、その事業の設計を少し変えて、例えばそういう専門性の高い部分は別途どこかでやるけれども、事務的ないろいろな話がありますね。論文の応答とか、言ってみれば、こういうのはいろいろな省庁でみんなやっているような話ですから、それに類するようなことだったら共通の事務的なことですから誰でもできる。そういうふうに業務を少し分割してやることによって、一般的な競争性は高まると思うのですけれども、その部分を一切やらないうで、その特殊な部分があるがゆえに無理ですとおっしゃるのがちょっと理解できない部分があります。

○田中室長 私どもとすると、例えば分析のフォローアップ調査みたいな部分などは、今、先生の御指摘でいきますと、ほかでもできるのではないかと御指摘なのかなと思います。

今私どもとすると、フォローアップ調査もそうですけれども、実際の研究の進行管理から出口のところまでを一気通貫で追い求めたほうが効率的ではないかと思っています。私どもとすると、研究開発を現場にいかにかいち早く定着させていくかということが一番重要なのかなということ。それと、コストの関係もあるのかなと思ひまして、一气通貫でやることによってそれぞれ別々でやることによる掛かり増し分が効率化されるのではないかなというのをございまして、一体的にやったほうがいいのではないかなと。むしろ、そのほうが財政に対する圧迫なんかも少なくて済むのではないかなと考えております。

○小松専門委員 かなり考え方が違うと言ったら、ちょっと言い過ぎですけれども、どこで切り分けるかということにおいて見解が違うというふうに私は思います。どっちがいいかというのは私はちょっと判断できないのですけれども、御意見はわかりました。

○稲生主査 そのほかいかがでしょうか。

ちょっとお聞きしたいのが、資料3の別添1のアンケートですね。「当該契約について改善すべき点」で、作成期間の十分な確保とか、あるいは、業務着手準備期間の十分な確保といったような、こういう要望があるのですけれども、こういったことに対する改善は、これ以上はできないのでしょうか。

結論を拝読していると、これは既にやっているのだから、もうこれ以上はできないというような書きぶりになっているのですけれども、例えば、今回の平成26・27年度の2年間であると、資料3の1ページ目にも書いていますけれども、1月20日に入札公告と、こうあるわけですね。ですので、これをもう少し早めて、お正月はともかくとして、極端に言えば12月の終わりにするとか、開札も2月27日とあるわけですが、全般に前倒しにして、準備期間を増やして、4月からきちんと走れるように御配慮されるとか、こういった努力を市場化テストの範囲内でもすることも考えられると思ひまして、恐らく評価（案）については、その考え方に立ってもう一回見てみようという結論を導いていると思うのですけれども、この点はいかがでしょう。

○田中室長 それは、要は、そこは予算の出具合というか概算決定の進み具合によりまして、私どもがどれだけ努力ができるかということにかかってくるかなと思っております。今でいきますと、前回に比べても、今回の1月20日は、私どもとしてはかなり前倒しをしてきたところをございまして、今、先生の御指摘については、さらに、それを進める努力をしてみなさいということなのかなと思っております。

今、内閣府さんからの話もそういう方向でやれないかというお話なものですから、その点については、これ以上無理かどうかというのは、やってみないとわからない部分はあるので、そこはまだ検討の余地はあるのかなというふうには思ひます。

○稲生主査 専門P0に関しては、先ほど御議論いただきましたけれども、考え方があって、一气通貫のほうが効率的なのか、あるいは専門P0の部分を別建てにするのか、それはいろいろ考え方の相違もあると思うのですけれども、こちらとしては、もう一回御努力いただくような形で、市場化テストの枠内で取り組んでいただくというほうがいいのかなという

ことで、このまま終了ということで、後は責任を持ってやっていただくというのがいいかどうかという、そこまでちょっと踏み切れないところが今回ございまして。そういう意味で次の実施要項（案）でも恐らく同じような議論をするかもしれないのですが、改めて、もう一度ちょっとお付き合いいただいて、次ももう１期はこの枠組みでチャレンジいただくという線にしていきたいと考えておりますので、また、よろしく願いをしたいなと思います。いろいろお考えはあるとは思いますが、もう１期お付き合いいただきたいと考えております。

よろしいでしょうか。

それでは時間となりましたので、「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業における研究成果の普及状況把握・分析調査等に係る業務委託事業」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、事務局から監理委員会へ御報告いただきますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（農林水産省退室・環境省入室）

○稲生主査 続きまして、「漂着ごみ対策総合検討事業」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室森田室長補佐より御説明をお願いしたいと存じます。説明は10分程度でよろしくお願いいたします。

○森田室長補佐 よろしく願いいたします。環境省海洋環境室でございます。

本日は、平成26年度の漂着ごみ対策総合検討業務の御報告をさせていただきたいと思っております。実際の説明は担当の者より説明したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○三枝係長 お世話になっております。海洋環境室の三枝と申します。

それでは、資料４をご覧ください。

民間競争入札実施事業「漂着ごみ対策総合検討業務の実施状況について」御説明させていただきます。

まず１．「事業概要」をご覧ください。

委託業務の内容ですが、１）「漂着ごみに係る調査」で、①から⑥までございます。

①海岸に存在する漂着ごみの現存量等を把握するための調査

②漂着ごみの組成・量に関する調査

③統計学的妥当性の検証

④都道府県による海岸漂着物処理推進法施行状況及び海岸漂着物地域対策推進事業実施調査結果の整理

⑤海岸漂着物対策専門家会議及び海岸漂着物対策推進会議で使用する資料の作成

⑥GISを用いた漂着ごみの回収・処理実績等のデータ化

でございます。

2) 原因究明・発生抑制対策に係る調査

①漂着ごみ原因究明・発生原因対策モデル調査

②海ごみ削減に向けた上流域と下流域の連携・協力事例に係る調査

3) 漂着ごみ等生態系影響把握調査

4) 検討会の開催

ということで、実施させていただきました。

(2) 「業務委託期間」としては、平成26年12月5日から平成27年3月31日まで、約4か月の業務でございました。

(3) 「受託事業者」は、日本エヌ・ユー・エス株式会社にお問い合わせいたしました。

(4) 「受託事業者決定の経緯」ですが、「漂着ごみ対策総合検討業務民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加、2者から提出された企画書について審査した結果、いずれも評価基準を満たしてはありました。その後、入札価格と企画書の点数を含めて総合評価を行った結果、日本エヌ・ユー・エス株式会社が落札者となりました。

次のページをご覧ください。

2 「確保すべきサービスの質の達成状況」

漂着ごみの調査に関して、その内容を日本エヌ・ユー・エスさんがきちんと履行できたか。そして、そのサービスの質が想定どおり達成されていたかということの評価するものでございます。サービスの質を測るに当たって、2点に関してアンケートを実施いたしました。

まず1つが「検討会の開催について」で、漂着ごみ対策総合検討事業の中では、2回の検討会を、漂着ごみの関連の専門の委員にお願いしているところです。その方々に以下3つの評価事項に関してアンケートをとって、サービスの質が保たれているか確認いたしました。

まず1つが、検討会の開催場所で、その開催場所が適切であったかということですが、肯定的回答は85%でございまして、目標の75%をクリアしておりました。

また、開催日次、時間帯に関しても、目標75%に対して、肯定的回答は77%でありまして、こちらも達成しております。

3番「司会進行が円滑に行われていたか」に関しても、目標75%以上に対して、肯定的回答が85%でございました。

こちらの85%に関しては、お一方委員の先生に連絡がつかずに御回答がいただけなかったということで、否定的回答をいただいたものではございませんでした。

一方で、開催日次の77%のところは、お一方が開催日時についてよろしくなかったという御指摘をいただいております。具体的なご指摘内容は、第2回の検討会が忙しい年度末

3月の終わりに開催されたということで、もう少し余裕を持っていたかかったというものでした。ただ、いずれにせよ、ほかの方々からは肯定的回答をいただいておりますので、今年度以降の業務に関しては、より早い事業の開始と検討会の開催を目標にしてございます。

次、「成果物について」ですが、こちらは漂着ごみ対策総合検討業務の中で、調査した結果を報告書にまとめてございまして、そちらを海に面している都道府県の海洋ごみの担当の方々にアンケートをし、そのうち肯定的回答が何%だったかということを調査いたしました。目標が75%のところ、肯定的回答が94%でございましたので、こちらでも目標を達成してございました。来年度についても、引き続き、調査の報告書を都道府県に共有して、同様のアンケートを実施しまして、質が図られているかどうかを確認したいと、そのように考えております。

次、3番の「実施経費の状況および評価」に関して御説明いたします。金額は全て税抜きでございます。

(1)「実施経費」ですが、22,980,000円でございます。

「従来の実施経費との比較」ですが、平成25年度の事業においては36,000,000円でしたので、経費はおおよそ13,000,000円削減できております。

これらのことから、市場化テストで皆様方から貴重な御意見をいただきまして、その結果があらわれたことから、約36.2%の経費が削減されているのかなと、このように考えております。

また、こちらは引き続き同様の手続を今年度以降もとっていきまして、質の確保とともに経費の削減をねらっていききたいと、そのように考えてございます。

次、4番「総合評価」についてですが、確保されるべき公共サービスの質として設定された要求水準に関しては達成されてございましたので、受託事業者は今回円滑に業務を実施していただいていたと、そのように考えております。

また、実施経費についても削減できておりましたので、こちらに関してもサービスの質維持向上及び経費削減双方の実現がおおむね達成されていると評価できると考えてございます。

「今後の方針」は、本事業に関しては、実施状況が良好と考えてございます。また、経費も削減されておまして、次期事業（今年度）は、複数年契約を実施しまして、引き続き、民間競争入札を実施して更なる改善を図っていかうと考えてございます。

また、今年度以降の業務に関して、次期実施要項については、6月19日入札監理委員会で御了承いただいたところでございます。本当にありがとうございました。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

○稲生主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いします。説明は簡単をお願いします。

○事務局 評価（案）について説明させていただきます。

評価（案）については、環境省の報告とほぼ相違なくまとめさせていただきました。本事業については、公共サービスの質の維持向上、経費削減とともに良好な結果が得られていると評価しております。

来期は2年5か月の複数年契約に変更し、また、業務内容の変更を行うため、引き続き、民間競争入札を継続する予定であります。

なお、先ほども説明あったとおり、次期実施要項については、本年6月19日に監理委員会において了承をいただいております。

以上です。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、御質問・御意見のある先生方は御発言をお願いしたいと存じますがけれども、いかがでしょうか。

○清水専門委員 随分経費が削減されているのですけれども、漂着ごみのチェックポイントというか、調べる場所は毎年同じところですか。

○三枝係長 例年、全国の7か所をピックアップしておりまして、同じ場所でございます。

○清水専門委員 わかりました。

○稲生主査 ほかにいかがでしょうか。

これは監理委員会で、実施要項を次の期の2年分ですけれども、複数年にして事業を行うということで既に決まっておりますので、そういう意味では途中経過を御報告いただいたということでございます。

今のところ、特段問題ないということで、承知しておりますので、ぜひ、次の2年も効果が出るように見ていただければなと思っております。

それでは、時間となりましたので、「漂着ごみ対策総合検討事業」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、事務局から監理委員会へ報告いただきますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（環境省退室・（独）国際協力機構入室）

○稲生主査 続きまして、「独立行政法人国際協力機構東京国際センター施設管理・運営業務」の契約変更（案）について審議を行います。

最初に、契約変更（案）について独立行政法人国際協力機構東京国際センター総務課岩谷次長より御説明をお願いしたいと存じます。説明は10分程度でお願いいたします。

○岩谷次長 JICA東京国際センターの岩谷と申します。よろしくお願いいたします。

今回の変更について御説明させていただきます。

まず、契約名は「東京国際センター施設管理・運営業務に係る契約変更」でございますが、この民間競争入札の結果、契約の概要を若干御説明させていただきたいと思っております。

公共サービス改革基本法に基づいて実施要項を定めた後に、民間競争入札プロセスを経て、東京ビジネスサービス株式会社への委託、そして、実施ということになっております。

本業務は、私どもの東京国際センターの施設利用者にとってのより快適な施設利用ができるように、建物・設備及び外溝等の性能を常時適切な状態に維持管理し、適切な運営を行うことを目的として実施しております。総括・フロント・食堂運営・清掃・警備・設備管理・設備定期点検・植栽管理・リネンサプライ及びクリーニング・セミナールーム等の設営の業務を行っております。

東京ビジネスサービス社側の実施体制については、総括主任を柱にして、指揮命令系統を一元化し、的確かつ迅速に業務が実施できるような体制を整えていただいております。

また、同社の本社の業務第1部がバックアップをしております、必要に応じて支援を行っております。ほぼ全ての業務を東京ビジネスサービス側は直営で実施しているため、業務間の調整・協力は容易にして、業務品質の向上及び安定したオペレーションを実現していると認識しております。

契約期間は本年4月1日から2020年3月31日までの5年間となっております。

契約変更の理由を変更項目ごとに簡潔に御説明したいと思います。

まず、1番目、「地下タンクの漏えい検査」ですけれども、従来より行っているものですが、ここは、非常に申しわけないことに、実施要項の検討を昨年6月から始めておりますが、記載漏れがあったということでございまして。当該検査は消防法第14条3の2に基づいております、バスの駐車場にあるボイラー用の地下タンクについての漏えい検査を年1回行わないといけないと規定されております。ここについては、誠に申しわけないながら、私どもがちょっと失念しております、今回、追加で変更させていただきたいなとお願い申し上げる次第でございます。

それから、2番目「分煙機保守」ですが、これについては、次に説明させていただきます「無線LANのハードウェア保守」と変更理由が共通してございますけれども、分煙機保守並びに無線LANのハードウェア保守ですけれども、背景になっておりますのが、最近、日本のODAの活用というような項目で、開発協力大綱、ODA大綱を含めて見直しが行われてきている経緯がございますけれども、私ども当センターで実施しておりますメインの一番大きな業務が、海外からの研修員を毎年4,000名以上受け入れて、研修をしていただいているわけでございます。

その際に、政府の方針として、外交的にも、日本に来日されるエリート、各国の行政官が中心ですが、この機会にただ技術を学ぶだけでなく、知日派・親日派を積極的につくっていこうという方針が幾つかの戦略等に打ち出されてきております。これは受けまして、私どものセンターも、単なる研修宿泊所というのではなく、快適性・利便性というところ

を、やはりちょっと考え方を変えないといけないというふうに認識しておりまして。最初の「分煙機保守」は、まだ各国喫煙される方が相当数いらっしゃるような国もないことはない中で、そこは防火上も分煙というところは、きちんと設備をつくらないといけない。これまでかなり老朽化してきている分煙機を複数台使ってきておりましたけれども、本年3月に、冒頭申しましたような背景を踏まえて、分煙機といえども更新をしようということになりまして、新しいものを入れたということがございます。

これに伴いまして、実施要項策定時には想定していなかった、点検・清掃・フィルターの交換を、管理棟1階の喫煙ルーム2台、3階の喫煙スペース1台、合計3台分を対象として、年4回の点検を想定してございます。

それから、次の「無線LANのハードウェア保守」ですけれども、こちらも背景は先ほどと同じでございます。市井のそういうホテルの中で無線LANが一般的になっている中で、やはりビジネスホテル以上にはそういう快適性・利便性というところを高めたいというところもありまして。全館ではございませんけれども、一部に無線LANを入れようということでございます。2015年3月にこのLANの新設したために、これも実施要項策定時に想定していなかったのですが、無線のアクセスポイントを管理棟1階ラウンジ2台、2階のロビーに2台、それから、コミュニケーションプラザというこれも2階にございますが、1台、その端末といいますか、無線を飛ばす端末を置きまして、そして、スイッチを1か所ですね。そこから各端末にそのケーブルで引くというような形になります。そういったものを設置いたしました。これに関する保守業務も今回の契約変更を含めさせていただければありがたいなと思っております。

それから、次ですが、「フロン排出・抑制法に係る点検」でございます。こちらはフロン排出・抑制法が本年の4月に施行になりまして、実施要項策定時には想定していなかった法律でございまして、四半期に1回以上の簡易な点検が必要になるということでございます。この対象となる該当する機械が結構な数がございまして、PAC型空調機が3台、業務用エアコンが17台、ビルマルチエアコンが26台、空冷ヒートポンプチャラーが5台、ウォールスルーが48台、共用部製氷機10台、厨房機器が34台が、この法律にかかってくるものでございますので、これらに係る法律に則った点検業務を今回の契約変更を含めさせていただきたいと考えております。

それから、最後5番目ですが、「小荷物専用昇降機更新に係る保守契約」でございます。2015年（今年）の3月に、小荷物専用昇降機の更新を行いました。この理由は、従来より老朽化ということで故障も頻発しているような荷物用のエレベーターでございましたけれども、これもかなりそういった故障が生じることが頻発になったために新しくしたということでございます。それに際して、契約上、本年4月から6月まで3か月間が、保守業務のサービス期間となっております。実施要項では、毎月1回（年12回）の実施と記載してございましたが、今年に限っては、その3回分を取りまして、年9回で契約の変更をさせていただきたいなと考えてございます。

「変更契約金額」ですけれども、変更前（現在）1,285,200,000円という5年間の契約金額でございます。税込みでございます。変更後は、1,288,995,120円で、差額は3,795,120円の増額となります。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、契約変更（案）について、御質問・御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

○小松専門委員 今伺っていると、分煙機は古いものもあったとおっしゃったと思いますが、そのメンテナンスはどういうふうに想定されていたのですか。

○岩谷次長 老朽化していて、やってなかったということでございます。

○小松専門委員 やらないということは、ある程度更新は想定されていたと思うのですが、そこは落ちてしまったということですかね。

○岩谷次長 正直申し上げて、落ちてしまったということでございます。

○小松専門委員 わかりました。

○稲生主査 （1）番については、実施要項の記載漏れということで、大変遺憾な事態だなというふうには、金額はともかくとしまして、残念に思っております。

それから、（2）、（3）については、想定してなかったこともございますが、快適性・利便性の向上によって、快適な環境を提供したいというJICAさんの多分御意向もあるでしょうから、これはある種やむを得ない部分も多々あるのだろうと思っています。

それから、（4）番については、法律の話でもありますので、これはそれこそ想定外というか、これは仕方がないだろうと思っています。

それから、（5）番については、老朽化が思ったより進んで、故障が頻繁で、もう更新してしまおうという判断に至ったという、こういう理解でよろしいでしょうか。

○岩谷次長 結構でございます。

○稲生主査 わかりました。

全体の金額が軽微ということもありますのと、それから、一部分を除いて、全般的にやむを得ない事情なのだろうなと思ひまして、また、残念なところもありますけれども、そこも軽微な話ということでもございますので、私としては、変更契約やむなしということか思っております。

先生方、いかがでしょうか。結論的によろしいでしょうか。

（委員了承）

○稲生主査 以上でございますので、本件については、小委員会としては承知しましたというようなことに結論としては考えたいと思います。

それでは、時間となりましたので、「独立行政法人国際協力機構東京国際センター施設管理・運営業務」の契約変更（案）に関する審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、本件については、本日の審議を踏まえて、主査である私から監理委員会に報告させていただきたいと存じます。

本日はどうもありがとうございました。

（（独）国際協力機構退室・傍聴者退室）